

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び四條畷市国民健康保険条例(昭和34年条例第252号)に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行っている。四條畷市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格に関する事務 ・住民票登録異動、社会保険資格得喪等に伴う資格取得及び喪失の届出受付や管理等 ・被保険者証、資格証明書、高齢受給者証の交付 ・限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等に関する申請受付及び交付 ・国保連合会とのオンライン資格管理に伴う被保険者情報の送信 ②給付に関する事務 ・療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の申請受理及び支給 ・第三者行為求償事務 ・不当利得に関する事務 ・一部負担金の減免又は免除の申請受付及び審査 ③保険料の賦課及び徴収等に関する事務 ・所得情報に基づく保険料の賦課に関する事務 ・非自発的失業者に係る届出受付 ・保険料減免申請に関する事務 ・保険料の徴収等に関する事務
③システムの名称	住基システム、税務情報システム、特別徴収情報管理システム、滞納整理システム、被保険者マスタ作成システム、中間サーバー、統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム及びオンライン資格確認システム

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表69、70、71及び160の項並びに第71条、第72条、第73条及び162条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 2 情報提供の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、69、87、115、125、131、137及び158の項並びに第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第15条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第71条、第89条、第117条、第127条、第133条、第139条及び第160条 3 オンライン資格確認の準備業務 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四條畷市 健康福祉部 保険年金課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I－1－② 事務の概要	②給付に関する事務 ・療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の申請受理及び支給 ・第三者行為求償事務 ・不当利得に関する事務 ・一部負担金の減免又は免除の申請受付及び審査 ④保険事業に関する事務 ・特定健診、若年者健康診査実施に関する事務 ・人間ドック、脳ドック助成制度に関する事務 ・医療費通知、ジェネリック差額通知等の送付	②給付に関する事務 ・療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の申請受理及び支給 ・第三者行為求償事務 ・一部負担金の減免又は免除の申請受付及び審査 ④保健事業に関する事務 ・特定健康診査に関する事務 ・特定保健指導に関する事務	事後	
平成29年4月1日	I－1－③ システムの名称	住基システム、税務情報システム、特別徴収情報管理システム、滞納整理システム、被保険者マスタ作成システム、中間サーバー、統合宛名システム	住基システム、税務情報システム、特別徴収情報管理システム、滞納整理システム、被保険者マスタ作成システム、中間サーバー、統合宛名システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	
平成29年3月31日	I－4－② 法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44及び45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第25条及び第26条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106及び120の項 ・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44及び45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第25条、第25条の2及び第26条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106及び120の項 ・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第59条の3	事後	
平成29年3月31日	I－5－② 所属長	保険年金課長 若杉 謙二	保険年金課長 今井 克己	事後	
平成29年3月31日	II－1 対象人数	平成27年5月28日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年3月31日	II－2 取扱者数	平成27年5月28日時点	平成28年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I－1－②事務の概要	④保健事業に関する事務 ・特定健康診査に関する事務 ・特定保健指導に関する事務	削除	事後	
令和1年6月26日	I－1－③ システムの名称	住基システム、税務情報システム、特別徴収情報管理システム、滞納整理システム、被保険者マスタ作成システム、中間サーバー、統合宛名システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	住基システム、税務情報システム、特別徴収情報管理システム、滞納整理システム、被保険者マスタ作成システム、中間サーバー、統合宛名システム、国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
令和1年6月26日	I－5－②所属長の役職名	保険年金課長 今井 克己	保険年金課長	事後	
令和1年6月26日	II－1 対象人数	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II－2 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I－4－②法令上の根拠	及び120項	及び119項	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和3年2月11日	II－1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年2月11日	II－2 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年2月11日	IV－8 監査	内部監査	自己点検	事後	
令和3年2月11日	I－1－② 事務の概要	①被保険者の資格に関する事務 ・住民票登録異動、社会保険資格得喪等に伴う資格取得及び喪失の届出受付や管理等 ・被保険者証、資格証明書、高齢受給者証の交付 ・限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等に関する申請受付及び交付	①被保険者の資格に関する事務 ・住民票登録異動、社会保険資格得喪等に伴う資格取得及び喪失の届出受付や管理等 ・被保険者証、資格証明書、高齢受給者証の交付 ・限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等に関する申請受付及び交付 ・国保連合会とのオンライン資格管理に伴う被	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月11日	I－4－② 法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44及び45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第25条、第25条の2及び第26条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106及び120の項 ・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第59条の3	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44及び45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第25条、第25条の2及び第26条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106及び120の項 ・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第59条の3 3 オンライン資格管理の準備業務 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備と	事後	
令和3年7月1日	I－③ システムの名称	住基システム、税務情報システム、特別徴収情報管理システム、滞納整理システム、被保険者マスタ作成システム、中間サーバー、統合宛名システム、国保総合システム及び国保情報集約システム	住基システム、税務情報システム、特別徴収情報管理システム、滞納整理システム、被保険者マスタ作成システム、中間サーバー、統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム及びオンライン資格確認システム	事後	
令和3年7月1日	II－1 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月1日	II－2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I－4－② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う番号ズレを修正
令和4年8月12日	II－1 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月12日	II－2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年1月30日	I－3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	・番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	
令和5年1月30日	I－4－② 法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の42、43、44及び45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第25条、第25条の2及び第26条	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の42、43、44、45及び121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第25条、第25条の2及び第26条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事前	
令和5年9月29日	II－1 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年9月29日	II－2 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年7月22日	I－3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条	・番号法第9条第1項及び別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月22日	I-4-② 法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の42、43、44、45及び121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第25条、第25条の2及び第26条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、95、97、106及び119の項 ・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第59条の3	1 情報照会の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表69、70、71及び160の項並びに第71条、第72条、第73条及び162条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 2 情報提供の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、69、87、115、125、131、137及び158の項並びに第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第15条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第71条、第89条、第117条、第127条、第133条、第139条及び第160条	事後	